

V字回復に向けた新事業展開チャレンジ支援業務に係る質問・回答

令和4年3月9日

	質問内容	回答
1	定款又は寄付行為の写しについて、原本証明の記載内容は、「原本に相違ありません」の文言、日付、企業名、代表者名、代表印の内容でよろしいでしょうか。また全て代表者の自筆である必要がありますか。	記載内容はお見込みのとおりです。代表の自筆である必要はなく、ゴム印でも有効です。
2	公正採用権啓発推進員選任（又は異動）報告書の写しについて、常時使用する従業員が25名未満の場合は、応募書類に上記の報告書を含めるのでしょうか。	従業員が25名未満の場合は、提出不要です。
3	様式11-1,11-2について、大阪府のHPには様式11-1,11-2がアップロードされておりますが、公募要領の中には提出書類に含まれていないように見受けられます。様式11-1,11-2は提出不要という認識でよろしいでしょうか。	提案時には提出不要です。契約交渉の相手方が決定した後にご提出いただくものです。
4	応募申込書、事業実績申告書について、公募要領には正本（押印）したものと記載されておりますが、代表者氏名の横に代表印を押印するものという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	応募書類の提出に際して、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴ると記載がありますが、応募書類のア～エまでの書類を正本1部、副本6部 計7つのA4ファイルをご用意する認識でよろしいでしょうか。	ア～エの正本およびオ～ソのうち必要な書類をA4ファイルにセットしたものを1部、ア～エの副本をA4ファイルにセットしたものを6部ご提出ください。
6	インプットワークショップ・セミナーの開催場所の制限はないでしょうか。	大阪府内で開催してください。
7	200者以上とは事業者数のことでしょうか。	一社で複数参加者がおられても1としてカウントします。
8	事業者選定委員の人数に制限はありませんか。	ありませんが、3名程度を想定しています。
9	選定事業者数は、50事業者以上であっても問題ないでしょうか。また、50事業者以下となった場合は、その分の委託費は支払われないのでしょうか。	50事業者以上でも問題ありませんが、委託上限額（ただし、契約金額が委託上限額を下回る場合はその額）の範囲内での支払いとなることに留意してください。なお、最終的に伴走支援事業者数が50事業者以下となった場合は、その責が受託者に帰する場合は契約違反となり、契約金額の減額対象となります。
10	大学教授等の学識経験者、会社経営者などを支援者としてもよいでしょうか。	支援機関、専門家でなくても、支援者となり得る理由が対外的に説明できれば問題ありません。（支援する新事業の内容によって、支援者は多種多様であることが想定されるため、それに適した支援者を選定してください。）
11	伴走支援する事業者の所在地要件はありますか。	支援を受ける事業者については、本社が大阪府内に所在していなくても、営業所や支店が所在していれば対象です。 支援機関については、事業者に対して対面での支援が可能であれば、所在地に制限はありません。
12	支援機関が受託者となった場合で、既に取り引（支援等）を行っている事業者が、公正な審査の上、50事業者の一つとなった場合、利害関係は生じていないと理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	既に国の事業再構築補助金等を受け、事業転換等を進めている事業者を50事業者の候補者又は決定者とすることはできるでしょうか。	補助金交付を受けていることをもって除外することは想定しておりません。（交付決定を受けても、事業転換等が進まず一歩を踏み出せていない事業者も想定できるため。）
14	伴走支援を実施した支援機関への協力の支払い方法について、商工会、商工会議所、金融機関などへの支払いは、法人への支払いということでよろしいでしょうか。 (職員個人への支払いは副業禁止の関連もあり難しいと思われ)	支援機関の就業規則にて、謝金の受け取りが禁止されている場合、支援機関に再委託する形で支払うことになると想定されますが、詳細は契約締結後に協議することとします。
15	伴走支援を実施した支援機関から提出されるエビデンスについて、法人名で月単位の業務実績報告書があればよろしいでしょうか。 また、詳しい業務実績の内容について、例えば、「1日：2万円」と規定したとして、 ・面談 : 半日 (1万円) ・電話、メール：1/4日 (5千円) などが日付ごとに記載していればよろしいでしょうか。 各業務項目は、実施にあたり調査時間等も含み、算出を考えています。	謝金支払い、再委託先への支払いにかかる報告等については、契約締結後に協議することとします。なお、実績の算出にあたっては、支援を実施するために要した事前準備（調査等）や事後の処理（とりまとめ等）も費用の対象とすることを想定しています。